

## 「証券CFD取引約款」新旧対照表

平成25年2月25日

(下線部分改正)

新	旧
<p>第12条（取引価格）</p> <p>5. 取引価格が対象となる原資産が同時点において金融商品取引市場において取引されている価格から<u>1%</u>以上乖離した場合はバグレートとみなし、バグレートによって成立した取引を全て無効とさせていただきます。但し、原資産が株価である場合は、原資産が同時点において金融商品取引市場において取引されている価格から<u>30%</u>以上乖離した場合はバグレートとみなすものとします。<u>なお、当社の価格情報の配信元からの情報の伝達遅延、誤謬又は欠陥により誤った価格が配信された場合であって、その価格を当社が取引価格の算出に用い、明らかにバグレートと考えられる場合も同様の取扱いといたします。</u></p> <p>以上</p>	<p>第12条（取引価格）</p> <p>5. 取引価格が対象となる原資産が同時点において金融商品取引市場において取引されている価格から<u>5%</u>以上乖離した場合はバグレートとみなし、バグレートによって成立した取引を全て無効とさせていただきます。但し、原資産が株価である場合は、原資産が同時点において金融商品取引市場において取引されている価格から<u>30%</u>以上乖離した場合はバグレートとみなすものとします。</p> <p>以上</p>